

平成27年（2015年）6月紀北町議会定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成27年6月9日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成27年6月18日（木）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	12番	東 篤布
13番	東 清剛	14番	平野隆久
15番	中津畑正量	16番	平野倅規

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	竹内康雄
会計管理者	脇 博彦	総務課長	堀 秀俊
財政課長	井谷 哲	危機管理課長	上野和彦
企画課長	中場 幹	税務課長	中村吉伸
住民課長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷真吾
環境管理課長	玉津裕一	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	植地俊文
水道課長	久保健作	海山総合支所総務係長	中井 崇
教育長職務代理者	森本 鑛平	学校教育課長	玉津武幸
生涯学習課長	宮原俊也		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	奥村能行
書 記	奥川賀夫	書 記	上野隆志

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

4番 樋口 泰生 6番 瀧本 攻

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

東清剛議長

皆様、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

なお、上村海山総合支所長が欠席のため中井総務係長が代理出席しております。

東清剛議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

日程第 1

東清剛議長

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

4 番 樋口 泰生君

6 番 瀧本 攻君

のご兩名を指名いたします。

日程第 2

東清剛議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本日の質問者は3人といたします。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で、質問者に対し周知することにいたしております。

質問の方法については、会議規則第50条ただし書きにより、議員の質問はすべて質問席から行うことを許可いたします。

最初に通告したすべての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について1項目ずつ質問することも可能であります。

それでは、8番 入江康仁君の発言を許します。

8番 入江康仁議員

議長どうも、皆さん、改めておはようございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問に入りますが、ここで、最初にちょっと皆さんにお断りしておきたい。

実は、昨日、この一般質問の原稿やっているときに、そのパソコンのちょっと不都合によりましてですね、今朝、5時頃、印刷に入った段階で、皆消えてしまいましたんで、質問内容はですね、ここに書いてあるように、紀北町地域公共交通網形成計画と、久賀坂、赤羽地区の再整備ということでございます。

その中でですね、本当に途切れ途切れになって質問してしまうとですね、また、答弁する理事者側にも迷惑かけますんで、この表題についての私の一般質問した思いと、それに対する答弁をいただいて、私は今回質問をやりたいと思いますので、よろしくご理解をお願いいたします。

この紀北町ですね、地域公共交通網形成計画、これは本当にいろんな方々の聞き取りをやって、本当に大変細かく聞き取りもやってですね、計画をされていると。このあくまでもこの計画だけじゃなくてですね、もっと踏みいった段階の町民の意見を聞いた中でのですね、実施できるように本当に頑張っていっていただきたいと思います。そのことに対して、1点だけ答弁いただきたい。

そして、2つ目のですね、久賀坂トンネルの実現と赤羽地区の再整備というのは、私、これ過去に何回もやっております。町長の考えもわかっておってやっておるわけですね。その中で、今回はなぜこれを出したかという、やはり町長の考え方にも、やっぱり時間が過ぎた中での再構築をしていただきたいという思いからですね、やはりこの長島地区、

次回は長島地区だけではなくて、紀北町全体ですね、質問に切り替えて、このやっていきたい。そして赤羽地区は前回も言ったようにですね、やはり教育関係の小中学校の統廃合というものもありました。そして赤羽老人ホームの改築と、そのためにはやはり津波、地震。東海地震が来ると言われておる中でですね、やはりこの紀北町の将来を担う若い人、子どもたちが安心してやっぱり学べるところは、やはり私は紀伊長島地区に対しては赤羽地区じゃないかなと思っております。

そして、やはり老人ホームはですね、何回も言ってますけど戦後約70年、この地域の発展に寄与された方々ですね、やっぱり晩年、最後の楽園として、やはりもう一度考え直していただきたいという思いから、今回、表題にあげたわけですね。そのためにはどうしても久賀坂トンネルの実現が不可欠だと思いますので、そのところの答弁をいただいてですね、今回は私の一般質問は終わりたいと思います。答弁だけでちょっといただきたい。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

入江議員、全体論から入られたんで、私も答弁がですね、飛ぶかもわかりませんが、よろしくお願いを申し上げます。

まず、紀北町地域公共交通網形成計画につきましてはですね、議員、ご指摘のように、大変多くの皆さんにですね、意見を聞かせていただいて、いろいろいただきました。平成26年9月から25団体、251の方のヒアリングを行うとともに、各自治会からもご意見をいただいたところでございます。

そういう中、その後ですね、紀北町地域公共交通会議の素案をお示ししながらですね、会議においてご意見をいただきました。そういう中でもいろいろな委員の方のご意見をいただいて、最終案を策定いたしまして、27年5月14日、紀北町地域公共交通会議において、紀北町地域公共交通網形成計画の決定をしていただきました。

このことからですね、計画策定に際し、多くの方のご意見をいただきました。本当にこの場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。そういう中、議員おっしゃったように、三重交通、それから既存のですね、事業者、そういった方からもご意見をいただいておりますし、また、そういったことを大切にしながら、紀北町の地域公共交通網の整備をやっていかなければいけないという中で、その中で、計画の中に大変多くのことを記

載しております。我々といたしましては、それをしっかりと着実に進めていくのが我々の仕事だと思っておりますので、議員の皆様方にもご協力をお願いしたいと、そのように思うところでございます。

それと、赤羽の老人ホームにつきましてははですね、以前から議員もおっしゃったように、いろいろな形でご意見をいただいております。その中で、町民の皆様からも改築のお話もですね、いただいているところではございますが、今現在、工事修繕等のはですね、スプリンクラーとか床の張り替え、できるだけ住んでいる方に安全・安心、そして過ごしやすい毎日を提供するよとということ、改修を行ってまいりました。

そういう中で今、町営ということですね。ほぼ多くの方がそれを望んでいると私も感じておりますので、働いてみえる方のはですね、処遇改善も含めて、いろいろと取り組んでいるところでございます。議員おっしゃるように老朽化はしております。そういった意味からは、これからはですね、改築に向けてどうやるかということをはですね、いろいろと検討もしながら、そしてまた、公設として改築していくのか、この根本からでもですね、議員の皆様と議論をさせていただきたいと思っておりますので、議員が以前からもお示しのそういった改築の問題も、これからしっかりと取り組んでいって、町民の皆さんの意見も聞きながらはですね、どうするかという、その方向性を決めていかなければいけないと感じているところでございます。

また、小中学校のお話をされました。私も以前も議員の質問にお答えさせていただきましたが、赤羽地区はですね、教育環境、本当に素晴らしいところだと思っております。それと生涯学習施設、若者センター、それから赤羽の運動公園、そういったものもございまして、まず津波という観点から考えれば、紀伊長島区の中では大変安全な場所だと認識いたしております。

そういう中で、教育環境はですね、良い中で、これから学校の適正規模、適正配置の問題がございまして、どのように取り組んでいくかは地域の皆様、保護者の皆様、それから教育委員会の皆様、そういった皆様とともにはですね、語りながら今後はですね、新教育制度になりましたので、私もいろいろなところでお入りさせていただき、会議の中でお入りさせていただき場もありますので、しっかりとやっていきたいなと思っております。

それと、久賀坂のお話なんですけど、これ行政報告会でもはですね、地区の方からいろいろと去年も、今年も出ました。で、今の紀北町の現状からすると、大変難しい現状ではないかと思っております。それははですね、今、国道42号線を基幹道路と考えた場合、農免道路で赤

羽のあの交差点まで農免道路3分で届きます。そして玉通りの一番端からですね、422号
を通過して志子のほうを通過して下地、茂原へ出るのに約8分でございます。そして今、県に
おいて422号の拡幅工事がですね、今、十須のほうから来れば、もう3箇所、特に拡幅さ
れております。私はこれは生活圏のあるところはしっかりともう対面通行できるようにし
ていただきたいという思いの中で、今は要望しておりますので422、当面のまず課題とい
たしましては、422を今よりも安全・安心な道にしていきたいという要望をですね、
今後も続けていきたいと思っておりますので、その辺はご理解だけお願いいたしますというこ
とになりますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

東清剛議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

それでは、大まかなね、答弁をいただきましたので、私の質問はこれにして終わらせて
いただきます。

東清剛議長

以上で、入江康仁君の質問を終わります。

東清剛議長

ここで、暫時休憩いたします。

9時50分まで、10分ぐらい休憩いたします。

(午前 9時 42分)

東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 9時 50分)

東清剛議長

東篤布君の質問を許可いたします。

12番 東篤布議員

12番 東篤布、議長の許可をいただきまして、6月定例会、一般質問させていただきます。

まず、今回は、大きく言いますと、3点ほどですね、町水道の事業計画についてということと、旧422号線ですね、水漏れがありました。パイピング現象というのがありました。県にお願いして6箇所ほど調査をしていただきましたが、その後の進捗状況をお聞かせ願いたい。

もう1点ですが、紀伊長島インターの模型図がですね、国土交通省にございまして、それを県にお願いして、県から国交省にお願いして貸していただけるということになったものですから、例えば町民センターやとかね、今度の三浦にできたところの熊野古道センター等においてね、地域の皆さんはもちろんですけども、他県の皆さんにも見ていただければ、非常にいいのかなと、こういうことございましてですが、まず一つひとつやっついこうかな、町長ね。

まず、前者議員のお話の中で、僕はこれ水道事業がもちろんそうなんですけども、いわゆる道路の事業計画というのがございまして、先ほど町長、おっしゃられていましたので、もし、よろしければ、今現在、都市計画図ではございましてですけども、そういう道路の実態も、いわゆる計画図があるのであれば、お見せいただければありがたいかなと、こう思っております。

それで、この水道事業についてですけども、配管図を見せてくださいとこう書いてありますね、質問状に。ということは、平成16年に奥山町長時代にですね、長島町全体のいわゆる配管図はないんだと、いわゆる中州地区に何ミリの管が何年に埋設されて、だから老朽化状態はどうなのか。いわゆる今後の事業計画立てるうえにも、そういう全体の配管図がないということですね、いかんじゃないかということで、1,800万円ほど投入してつくったはずですよ。それで僕もその図面何度か見たことがあるんですけど、この図面をですね、水道課長申し訳ございませんが持ってきていただきたいということですね。

なぜ、こういうことを申し上げるかという、いわゆる長島インターができました。他のインターと違って1箇所じゃないですね、入り口は。南北からこう上れるようになっていて、非常に素晴らしいインターだということで、国土交通省はそれを模型にして松阪の工事事務所で来られるお客さんに見ていただいた。いわゆる自慢しておったわけですね。

ただ、そのインターの付近が非常に広場もあるもんですから、ファミリーマートさんかな、進出しようという話があったんですが、僕もまさかね、その新しい道路に、いわゆる水道管本管が入ってないとは思ってなかったわけですね。それで事業は中断というか、なくなってしまったわけですけども、そういった点もね、いわゆる道路にしてもそうですけども、水道事業にしてもそうですけども、やはり10年先、20年先を見据えてね、やっておられるのであれば、なぜこのような不手際が起こったのかなと、これは水道管とか道路だけではなくしてですね、いわゆる老人ホームについてもそうでしょうし、小中学校の統廃合問題にしてもそうであろうかと、こう思うんです。

例えば、私は小中学校の統廃合、何も統合ありきではないんだと、今、ある小学校を存続するためには、どういう手法があるのか。例えばそこに町営住宅を建てようとか、職員住宅を建てようとか、そういった話し合いをしたうえで、将来を見据えたうえで学校の耐震補強であったり、また改築であったり、改修であったりという踏み込むべきではなかろうかと、こういう意見を申し上げたことがあったわけですけども、そういった話し合いがされずに、当時の教育長でしたか、教育委員会の考え方は、一桁台になったら統廃合を考えるんだと、一桁台ということは10名を切るということですよ。全校生徒で10名を切ったら統廃合を考えますというお考えを、お答えをいただいたんでしたんですけども、もっと遡るならば17年、長島町と海山町と合併するとき、その協議会の中で、海山区は庁舎の位置は三船中学であると。ということは三船中学はどうされるんですか、三船中学は潮南と統合するんですと、統合ありきなんですと、そのときの海山町長、また教育長のお答えがそうでありました。

そして、合併後に新しい町長になられたときに、その当時の教育長がそのまま教育長として上がってきた。統合ありきだと言っておったその町の考え方がですね、新しい紀北町となった時点ですでね、急にそのような10名を割るまでは統廃合は考えないんだという答えに変わっていった。その当時から尾上町長は議員さんされておられましたのでね、なぜそのようなものの考え方に変わっていったのかなと、これは長期的な話ですけどもね。そういうことも踏まえながら、まず、この一つひとつに、まず水道事業についての、まずその図面を見せていただきたい。そのように申し上げてあったんですけども、図面は持ってきていただいておりますか。準備してくれていますか。いや、来た時点でそれは見せていただきます。

この事業については大まかに説明していただきまして、町長ね、この 422号になぜ水道

管が入ってないのかということをお聞かせ願いたい。なぜならば、数年前にマルカ自動車さんの近くで火災があったんです。そのときに消火栓がなくて非常に困った。いわゆる長島警察からJRを通りまして、それからマルカ自動車さんの前を通過して、いわゆる大西床屋さん、ロッキーさんのほうから来る、あれが422号なんですよ。だからその間は、普通の堤防であって県管理であって、そこには本管が入って無いんですよ、町長。それを何とか県にお願いしたらどうですかと、何度か申し上げたんですが、県の答えがまだ出てないらしいんですよ。

それだけ本管がないということは、いざ火災となったときには困るんだという経験をしておるわけですね。山本地区の皆さんにとってはですよ。そしてなおかつ、この町長おっしゃる新しい422号の上でございますが、いわゆる国土交通省さんからお借りして、最終避難場所とこうなっております。そう考えたときにね、当然、僕は町抜きで県もあの工事をしていたわけじゃないもんですから、当然、町との話し合いも持たれたと思いますよ。そのときになぜ町のほうから、その申し出をしなかったのか。僕は県にね、大分文句を言いに行ったんです。なんで本管入っておらんのか。でも水道事業は紀北町さんの話でして、この意見は紀北町さんから一切出ませんでしたと、こういう答えでした。そうですね、引き下がるしかなかったんですよ、町長。非常にこれは残念でならない。町長のその、正直に町長ね、忘れておったんだとか、そういう答えでも結構です。これね、水道管入れなかったらね、なんだかんだで理由づけはできませんよ。であるならば、今後、県にもお願いして、何とか入れていかないかん。

そして、もう1つは、あそこは避難路ということで、4mの道路は、ちょっと見せて、それ。そんなに小っこないやろ、もっと大きいのあるやろ。避難路する、これはね、平成15年に東海だけでなく、東南海も踏まえて重要地域になりました。ということは、避難路で一番問題なのは電柱は倒れたら逃げれない。避難路でありながら、塀が倒れたら逃げれない。それをどうするかということで、紀伊長島町を三重県がモデル地域として考えたいと、その申し出があったときに、町がそれを申し出を断って、その予算が全部鳥羽市にとられてしまったんですよ。

また、その予算をいただけなかったけれども、隣の大紀町の谷口さんは、いわゆるその危険な電柱は撤去し、倒れそうな他所さんの塀には補助金も出して塀を直し、それで他所さんの家の庭を、もしくはその庭だけじゃなくて、本当に家の中まで通って14箇所でしたか、避難場所に行けるような通路をつくっておられるわけですね。ですので、なぜこの新

しい避難路であり、上に何千人も避難する場所でありながら、電柱は立ってしまったのかな。僕は県にね、これ申し上げてね、撤去してください。もう線張った状態でしたけれども。で、一応、全部撤去申し上げたんですが、半分だけ撤去でしたね。こちら側は撤去できなかった。いわゆる赤羽側は全部撤去していただきました。それは航空法上問題があるという理由づけが県ではできた。だからとっていただいたんですけどね。

僕は、新たにね、山本地区の非常に騒音があるということで聞いておりましたので、騒音壁の問題、それからその近隣の道路の整備ですね、そういうところに気をとられておりましたものですから、電柱であったり、水道については、ちょっとね、僕も申し訳なかったと今、感じておりますが、まず1つ、このなぜ水道管が入っていなかったのかなという点についてですね、町長、お答え願えますか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それではですね、東篤布議員のご質問にお答えをいたします。

まず、水道のことですが、その時点ではですね、近辺に何もつくるという計画がなかったということと、あと422のインターまでに至るところは片方は崖であり、あとは山とか、そういうことになっております。ただ、高速道路の敷地内ということにですね、4,000㎡の避難所がございます。そこまでは水道は引いておりますので、もし近辺にあればですね、上まで引いているという意味なんですけども、あればそこから分岐すればいいのではないかと考えておるところでございます。はい、以上です。

東清剛議長

東篤布君。

12番 東篤布議員

住民の皆さんが今、町長のね、お話を聞けば、崖があるからつくりにくかったんだとか、避難場所には水を引っ張ってあるんだと、もうすでにされておるじゃなからうかと、こうおっしゃいますが、いわゆるそれはもう僕がそれを申し上げたときに、地権者さんの同意を得たうえで、あれ同意をとれなかったらね、引っ張れなかったんですよ。そういうことでしょう。

そうじゃなくて、公共のいわゆる国道じゃないですか、422号って。今、町長がおっしゃったのは何ミリの管が入っておる。70mmでしたでしょうかね。そういうことじゃないん

ですよ。避難場所ができた。だからそれに対する水が、山本側からこう引っ張った、避難階段も地元の個人の方の許可を得てその階段をつくる。その階段をつくる予算も国土交通省に出していただいた。よく存じてますよ。当然、そこから引っ張るのも当然でしょうが、やはりメイン道路に本管を入れていかないということは、後々入れていくということは大変なんですね、町長。

だから、本当に総合的に道路網を考え、水道の事業を考えるのであれば、どこで分断しても回れるようにというふうに、事業計画でもってずっと海野にもタンクも付けてね、道瀬も海野も、どこもそういう、どこで何があっても、そうしていこうということでやっておるわけじゃないですか。私はね、これはそういう言い訳じゃなくてね、忘れておっただけやと思うよ、町長。必要ないと感じたの。あの 422号には本管が必要ないとお考えになった。それだけちょっと聞いてみます。どうぞ。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

本管が必要ないというより、山本方面のほうからですね、引ける、今、議員がおっしゃったように国交省のほうで避難階段つくられるというお話がございました。そのときにですね、避難階段をつくるのであれば、そちらから水道管は上げたほうが近いし、いいのではないかとということで、上のほう、平地というのは今ね、議員おっしゃるところ辺しかないもんですから。その平地に水道管が引けていけば、その平地のところにもどのようにでも分岐できるのではないかと考えました。

東清剛議長

東篤布君。

12番 東篤布議員

それはね、町長違いますよ、いいですか。避難場所もあれはたまたま、町から申し入れたんじゃなくして、国土交通省が余ったんね。で何とか利用できませんかという話から、天から降って湧いたような話でしてね、避難場所につきましては。本線が 422号に入っておったら、他人さんの土地を通らなくても県用地がありの、それで国土交通省じゃないですか。僕は言うておるのは、今、町長がおっしゃっておるのは、この避難場所で、避難場所に対する水の答弁だけなんですよ。

そうじゃない、長島、いわゆる紀北町全体を考えたときの道路計画図というのは、こう

いうふうなのつくっておるわけです。これは今現在の、今現在入っておる水道管が記入されておるわけですが、なぜつくったかという、今後、これをどうしていくのかと、そのたたき台にはこれが必要だからつくったんですね。これがないことには、次の事業計画はできないから、これをつくったんです。であるならば、町長が今おっしゃったのは避難場所に水が行ったんだから、それでいいじゃないかとかおっしゃる。そうじゃない、でもマルカ自動車さんのところで火災があったら、そのときに本管がない、取水栓がないから消火に非常に手間どってしまった。だからそういうことのないためには、やはり新しい道路を考えると、当然、水道であるとか、またそこが避難場所になるのであれば、電柱を地下埋設にするとかね、考えていただきたかったかなと、こう思うわけでございます。

この問題につきましては、これほどにしておきますが、今後はね、町長、そのようなお考えをしていただきたい、これ強く要望してね、この質問に対しては終わります。ありがとうございます。

次にですね、2番目になりますけれども、国土交通省が自慢しておった、いわゆる数百万円かけて、そうですね、3m真っ角ぐらいの模型ですわ。これ素晴らしいんです。僕、この前久しぶりに国交省に行ったときにそれがなかったん。どうされたんですかと、こうお尋ねしたところ、いや、一応もう事業が終わったもんですから、倉庫に保管してありますと、こういうことなんですね。

であれば、その模型は紀北町の長島インターの模型であるから、是非、譲っていただけませんか、無料でいただけませんかというたら、差し上げるということは一応ね、ちょっと難しいので、無料で貸与しますという答えを県からいただきました。それについても、県にも随分、柘植所長以下大西副所長にも協力していただきまして、国交省と交渉して、約1カ月ぐらいかかったでしょうか。やっと半年単位で貸しましょう。それで半年でたらなければまた半年の申請していただければ貸しましょう。いわゆるあげましょうということです。それをなぜお断りになったのか、県も非常に残念がっておりましたよ。そうでしょう。そんだけ時間を割いて努力してくださった県の皆さんの気持ちをね、無視してしまったわけですから、それなりの理由があったはずですよ。それについて答弁願います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

インターの模型について答弁をさせていただきます。

議員がですね、いろいろと努力していただいて、そこまでしていただいたというのを聞きいたしたところでございますが、私も協議の中で聞かさせていただきました。本当に、そのご努力にはですね、大変ありがたいなと思ったところなんですけど、先ほども申し上げ、議員も申し上げたように、お借りするということですね、やっぱり金額的にも大変大きな模型でございますので、我々といたしましても、なかなかそれを保管して管理していくの難しいなという判断のもと。

それと、もう1点がですね、今後、できていくのであれば、こういうものができるよということで、お借りしたらいいのかなと、一定のそのでき上がるまでの期間ということだったんですが、一応、でき上がってからということで、もう現場もできておりますんで、そういった意味で、大変管理とかそういったものを危惧しまして、我々としては今、借りないという判断をさせていただきました。以上です。

東清剛議長

東篤布君。

12番 東篤布議員

お借りして、それを保管する場所ができたならまた考える。保管する場所がないからということですか。それが今のお答えですと、今できたとか、場所があれば、いわゆる熊野古道センターのことをおっしゃっておるんじゃないかと思うんですが、ちょっとあやふやでしたね。要は借りる気ないということやろ。僕に申し訳ないんじゃないんです。僕は一議員ですから、当然、町のために努力するのは当然でして、ただ、紀北町のために頑張っていたいただいた県職員、国土交通省の職員の皆さんに僕は申し訳なかったなと、こう思うわけでございます。

それと、そのときに、これは町長お一人で判断されたのかどうか。いわゆる長島インターというのは避難場所でもあり、熊野古道のバス停もあり、それから高速バスの駐車場もあり、こうなりますと、避難場所ということになりますと危機管理課でございます。熊野古道のバスになりますと教育委員会の管轄、そして南紀特急バスにつきましては、これ企画の管轄、こうあろうと思うんですが、それぞれの課長さんを全部呼んだうえでね、お答え出されたのか。どうでしょう。私は聞いておるところによりますと、町長部局、いわゆる総務と町長と、その1課だけの判断であるかのように聞いておりますが、どうなんでしょう、そここのところは。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

検討させてもらうとか、議会事務局長のほうからですね、そういうお話もお聞きしました。それで建設課長と総務課長、それから私どもで検討させていただきました。

東清剛議長

東篤布君。

12番 東篤布議員

建設課長の考えも聞いてみたい。総務課長の考えもお願いします。

東清剛議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

議員が県に働きかけていただいて、大西副所長のほうから松阪のほうの紀勢国道事務所へ、そういう先ほど言われたように、半年単位で模型の貸し出しは大丈夫だよという話はいただいてました。それで、その議員から議会事務局を通じまして、借りることは再確認という意味では、借りることは大丈夫なのかという意見がありましたので、私はそこで確認はしております。

その置く、置かないという話はですね、私がこういう借りることはできますけどという話の中で、先ほど町長が答弁いたしましたように、高価なものであって管理が大変ということと、すでにインターが整備されているということから、お借りすることはできないという話は、私もその当時協議の中には入って認識はしております。以上です。

東清剛議長

堀総務課長。

堀秀俊総務課長

その協議の中に私も入っております、これまで町長、それから建設課長が言われたとおりなんです、やはり基本的に大きなものであって、貴重なものであるということで、お借りしたときにはやはり管理上の問題がございます。壊したりとか運搬のときもそうだと思います。それと広くですね、展示すれば住民の方ですとか、議員は先ほどのね、町外の方に対してもというお考えを持たれておったということなんです、我々としましては町民の方に見ていただくというふうに考えたときに、やはりですね、開設前ですと、非

常にそういうイメージを持っていただくのにはいいのかなというふうに考えるんですが、すでもう1年以上経過しているということもございましたんで、せっかく議員のご提案でしたんですが、お断りさせていただいたということでございます。以上です。

東清剛議長

東篤布君。

12番 東篤布議員

じゃ、なぜそのときに企画、危機管理の意見聞かなかったんですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

インターのですね、模型そのものにバスのこととか、熊野古道は特に必要性が見られなかったんで、ただですね、議員、議員がせっかくですね、お骨折りいただいて、国や県がですね、いろいろご配慮していただいたということにつきましてはですね、町のほうからですね、またご迷惑をおかけしましたということでですね、お詫びを申し上げたいと思いますので、そういうことでよろしくお願い申し上げます。

東清剛議長

東篤布君。

12番 東篤布議員

お詫びしてもらわんで、迷惑をかけましたってお詫びをするということは、このことをお願いした僕が失敗したということ言うておることやん。うちの議員がいらんこと言うてすまんかったね、そういうことでしょよ。

僕の言うのは、やはり大きな目でね、インターを眺めてどうやって入り込み客を呼び込むんだと、そういう意味でも凶面も見ながら、航空写真も見ながら町を考えていかないと、ただですら、今、もう高速ができてからガソリンスタンドさんに聞いても、いろんな商店街に聞いても人が減っておるわけじゃないですか。だから、総合的な計画を立てるときに、僕は町長室に行ってもいつも思う。紀北町の航空写真も貼ってない。でしょう。道路の計画本当にあるのかいな。港湾計画があるのかいな。入り込み客を増やすためにはね、どこに宿泊所を、どのようにこのまちづくりをしていったらいいのかということをおね、考えていくうえでもね、やはり僕は森ビルさんじゃないですけど、森ビルさんなんか、ヒルズですか、六本木ヒルズの一番上に行きますとですね、歩いて東京都を見れるようにしてある

わけです、模型でつくって。で、森ビルは将来こうしていくんですよというアピールをする。そこにはもう女性の方がおられて、いろんな森ビルのものの考え方の説明もされる。

この開発事業にはこうなったんですと、そういうね、絵図面がない限りね、町長、長島の紀北町の将来が見えてこないんじゃないかなと思うんですよ。旧長島町時代の町長室に、いわゆる消防がつくった航空写真がありましたけれどもね。せめて航空写真ぐらい貼っておかなあかん。いくら町長があちこち歩いて見ておられるようであっても、やはり上から見るのと違うんでしてね。

最後になりますが、422号のパイピング現象につきまして、もうあれから16年ですから、何ですか、11年経ったわけですが、いまだにその調査結果は聞いておりますが、すべてに問題ありと、その後の進捗状況は一切報告受けてないんですが、どうなんでしょう。どのようにして県に対してですね、それを申し上げておるのかというところですよ。課長、お答え願えますか。

東清剛議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

赤羽川の漏水に関しましては、平成22年度から調査とか照査いたしまして、24年に対策工法を検討しておりますが、再度、今、調整を行っておるところでございまして、今後の予定といたしましては、その調整というのは工法も含めた調整やと思いますけども、聞いております。それで、正直な話、まだ住民説明には至っておりません。

今後、その中で町といたしましても、こういう堤防の対策ですか、それに関しては引き続き、今も早急にという話は、県のほうへ要望はしてまいっております。以上です。

東清剛議長

東篤布君。

12番 東篤布議員

山本川で数箇所、出垣内川で数箇所、志子のところでも数箇所やっていただきました。結果はすべてが悪かったと。それで町から要望しておりますとおっしゃいますけれども、今、農林の課長されておる武岡君はよく存じておると思うんですが、今年どんだけの要望書上げとんやといたら、これぐらいあったな、あの時。そんなにようけ持っていったって、見てもくれへんので、どうしてもやってほしいのだけ3つ抜粋せえと僕が言うて出したときありましたよね。覚えてないですか。

それはどこかという、元長島高校に来るね、42号線から来るところに、茶妃という喫茶店がございました。そこ非常に道路が狭かった。町も用地買収に努力しておるんですけども、一向に県が着工してくれないから、バスが来たら車が通れない状態で、それを何とかしてほしいというのが1つでした。

それから、武田歯医者さんの前の水路を何とかしてほしい。

で、もう1つは、名倉の樋門、今、最もやってほしいのはそれですということで、それを抜粋して持って行って、高松所長のときでしたか、それ全部やっていただいた経緯があるわけですよ。それでこの前、柘植所長と大西さんが来られたときに、今、課長がおっしゃった話を聞いたら、聞いてませんとおっしゃってましたよ。それまで上がっていったいわけです、話がね。努力しておるのはわかるよ。町からの要望は山ほどある。でも、最も急ぐのはどれなのかということ、強く要望していかなければ、過去にもあの堤防が抜けまして、その水が前川組、いわゆる長島駅まで水が来ておるわけですよ。そういう経緯も県にも僕は話したわけや。だから早急にやってほしいというね、もっと強く私も努力しますけれども、課長のほうとしてもね、どれもこれも大事な要件があるかと思えますけれども、特に、やはりその住民の生命にかかわる問題、真っ先に取り組んでいただきたい、これに対して町長の答弁をいただきまして、私の6月の一般質問を終わりたいと、こう思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員がね、この問題に対しては、私も何度か一般質問もいただいてですね、議員の思いが十分わかっております。ただ、現実に議員おっしゃったように、今の所長に私のほうからですね、直接申し上げたことはないんで、議員おっしゃるように、生命にかかわることなんで、できるだけ早くしてもらおうように、私のほうから直接お話をさせていただきたいと思えます。以上です。

12番 東篤布議員

議長、どうもありがとうございました。

東清剛議長

これで、東篤布君の質問を終わります。

東清剛議長

ここで、休憩いたします。

45分まで。

(午前 10時 28分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 45分)

東清剛議長

次に、15番 中津畑正量君の発言を許可いたします。

15番 中津畑正量議員

6月議会どん尻ですが、町長の姿勢を聞いていきたいと思えます。

いろいろ個々短いフレーズで質問されるところもありますが、わかる範囲で、是非お願いいたします。

1つ目には、マイナンバー制度についてということで、これは国の法律で決まろうとしているところでございますが、安倍内閣は、2013年3月1日、国民一人ひとりに番号を割り振って、所得や納税実績、社会保障に関する個人情報をも一つの番号で管理する共通番号、マイナンバー制度にかかる法律を国会に閣議決定をして出されております。

2016年1月の利用実施が開始されることから、今年の10月には、3カ月後ですが、番号通知がされることとなります。この制度は赤ちゃんからお年寄りまで、全国民にマイナンバーが付けられて、そしてこの番号をキーにして納税額や年金、介護の保険料、納付状況等の個人データを引き出し、照合するのが共通番号制の仕組みであります。政府は、このマイナンバー制度について、各個人の所得水準や年金、医療等の受給実態を正確に把握し、効率的な社会保障給付を実現することを目的とするということで、政府は言っております。しかし、ここには大きな問題があると私は考えております。

次の点についてお伺いをいたします。できるだけ紀北町に沿った質問にしていきたいと

思いますので、よろしくお願ひいたします。

1つとして、個人番号の通知について、個人番号を知らせる通知カードは、どのような方法で本人に交付するのか。一説では郵送というような話もあります。ロとして、通知カードの交付にあたり、トラブル等に対応する想定マニュアルは作成されているのか。その点を順番に1からずっとあるんですが、10まであるんですが、一つひとつ進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

東清剛議長

答えはですね、大括りですから、1回しかできませんから。

15番 中津畑正量議員

いいですか、そしたら一遍にいいですか。

2つ目には、個人番号カードについて、イとしてカード交付の本人確認はどのようにするのか。本人にきちっと渡さなければならないものだと思ひっております。ロとして、交付窓口はどこですか、窓口ですね。ハとして発行手数料は国民が負担するのかどうか。

3つ目に、個人情報保護条例について、イとして条例の改正とその時期について、このマイナンバーが決まると、当然、この条例というものが出てくると思ひんですが、その点について、町長の考えを聞いておきます。

4番として、中間サーバーについて、町の負担でやっぺいこう、やっぺいしてくれというよゆうな、当初は政府のほうの方針でありましたが、現在はどうなっているのか、お聞きいたしたいと思ひます。

5番目として、町としての利用拡大について、イ、町として独自利用は計画しているのか。ロとして、利用拡大にかかる経費総額と費用対効果はどうなのか。

6番として、経費について、イとして国と町の費用負担の割合について伺ひをいたしておきます。

7として、効率化について、イ、制度導入により人件費の削減をされるのではないかと。そして、ロとして、町としてのメリットは具体的にありましたら教えていただきたい。

8番に、個人情報の流出の危険性、これは今、盛んに言われておる日本年金機構の情報が流出しております。相当年金者の方にとっても大きく不安に陥れられているというのが、今の状況でございます。その点について、町長の考え方を聞いておきます。

9番目に、費用対効果のアンバランスについて、これについても是非考えを聞いておき

ます。

最後に、10番目に、町民にとってのメリットとデメリットについて、どういう良い点があるのか。また問題として悪いところがあるのか、そこら辺を予測ですが、今のところ。是非聞かせていただきたいと思います。

詳細は、また追って質問をさせていただきます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、中津畑議員のご質問にお答えをさせていただきます。

平成13年に成立したマイナンバー法ということでございますが、それが改正案が出されているということでございます。それぞれ議員から1つずつ項目をいただきましたので、項目に沿ってお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1のですね、個人番号の通知についてでございますが、通知カードにつきましては、平成27年10月5日時点で、住民票に記載されている住所に市区町村長名で、簡易書留で郵送されます。送付事務は全国一斉に委託先である地方公共団体情報機構から行われます。

また、現在、国におきましてトラブル対応マニュアルを作成中だと伺っておりますが、三重県では三重県市町村振興協会の外部支援事業におきまして、総務省関係者の方にご指導をいただきまして、各市町の業務担当者が想定される事案に対応するためのルールづくりを行い、各市町においてスムーズな窓口対応を行うために取り組むことといたしております。

2番の個人番号カードについてでございますが、カード交付時の本人確認につきましては、通知カード、運転免許証、健康保険証、年金手帳、印鑑登録証などの官公署から発行された本人確認書類をご提示いただきまして、カードに記載の写真でも確認することとなっております。

また、交付窓口につきましては、本町住民課及び海山総合支所住民室で交付予定でございます。

また、発行手数料につきましては、個人番号カードでは1回目の発行手数料は無料でございますが、紛失等で再発行する場合は手数料1,000円で、通知カードの再発行は1月以降500円となっております。

3番の個人情報保護条例についてでございますが、本年3月議会定例会に一部改正議案を上程し、お認めいただいているところでございます。改正内容といたしましては、個人情報のうち個人番号を含んだ情報を特定個人情報と規定し、その特定個人情報の利用の制限をするような内容となっております。執行日につきましては、番号法の施行日である平成27年10月5日を基本としておりますが、内容によって法律の施行日が異なる部分もございますので、法律の施行日に合わせて条例の各規定を施行することとしております。

4番目の中間サーバーについてでございますが、中間サーバー整備事業の町負担につきましては、平成26年度は98万1,000円、平成27年度は653万6,000円であります。平成28年度以降は中間サーバーの運用保守費用が必要となりまして、平成28年度分として192万6,000円の町負担が必要と聞いております。

なお、平成26年度、27年度の中間サーバーにかかる町負担に対しましては、国から100%の補助金が交付されております。また、また平成28年度以降は中間サーバーのハードウェアには、地方財政措置があるとお聞きしておりますが、中間サーバーのソフトウェア保守費用についての町負担額は未確定でございます。

町としての利用拡大についてでございますが、マイナンバー制度は、法律で税・社会保障・防災に関しては、国民健康保険・後期高齢者医療、障がい福祉、児童福祉、健康管理などの分野については利用できることと定められており、それ以外の特定不妊治療費関係、福祉医療費関係、奨学金貸与関係、就学援助費などの分野で個人番号を利用するには、国の機関である特定個人情報保護委員会の認定を受けるとともに、条例を制定する必要がございます。

利用拡大にかかる費用につきましては、今のところ拡大して利用する分野の部署に、マイナンバー用の情報端末等の設置を考えていますが、利用環境等において詳細が不明確であることから、具体的な費用の精査にはもう少し時間がかかる予定でございます。

6、経費についてでございますが、個人番号制度の業務について、庁舎内の関連するシステムの改修の費用は当初100%が国負担ということでございましたが、費用負担は人口規模による補助となりました。当町におきましては平成26年度で住民基本台帳システム改修費、地方税システム改修費、団体内統合利用番号連携サーバー整備費、中間サーバー整備費で1,835万4,000円でありまして、それに対して国からの補助金は総務省分で1,274万7,000円であり、割合は69.45%であります。

今年度におきましては、住民基本台帳システム改修等の総務省分の支出予算が2,558万

1,000円で、補助金の見込みが1,710万3,000円で66.85%でございます。それに加えて、さらに今年度は、国民年金システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システムの改修、障がい福祉システムの整備、児童福祉システムの整備、健康管理システムの整備で2,474万円であり、厚生労働省からの補助金が479万5,000円、19.38%の予定でございます。

効率化についてでございますが、国、地方公共団体等の間で申請等に必要な情報を適時にやり取りすることで、事務・手続きの簡素化が図られることになると想定をされます。例えば、国民年金の支給手続きに必要な住民票や所得証明の発行業務が不要となるとなりますと、その分にかかる業務が減りますし、証明書を作成する印刷費用等も減ると考えられるところでございます。

また、町としてのメリットにつきましては、社会保障や税にかかる行政手続きにおける添付書類の削減による効率化ができることで、人員や財源を行政サービスに向けられること。また、所得のより正確な補足により、きめ細やかな対応ができることがあげられています。

個人情報の流出の危険性についてでございますが、個人番号は番号法があらかじめ限定的に定めた事務以外では利用できません。個人番号は悪用して不正なデータマッチングに利用される危険があり、また、特定個人情報ファイルは検索の容易性及びそれに含まれる個人情報の大量性ゆえに、これが漏洩した場合には、個人の権利利益に対する重大な侵害をもたらすおそれがあるため、番号法において罰則規定を設け、4年以下の懲役、もしくは200万円以下の罰金を処し、処罰するとしております。町といたしましても、コンプライアンスの徹底によりまして、町民の皆様方から信頼されるよう個人情報につきましては、個人番号制度のみならず、適正管理をするようにいたしております。

9、費用対効果のアンバランスについてでございますが、国によると番号制度は複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤でございます。社会保障・税制度の効率性、透明性を高め、国民にとっての利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤であるということでございます。

このような社会基盤を実現するには、新たなシステム開発が必要となり、大きな財源が必要であります。国の平成26年度、27年度の予算でございますが、個人番号カードの発行等実施のための補助金が485億4,000万円、地方公共団体の住基システム等関係情報システムの整備に対して530億2,000万円、また、個人番号制度導入によるシステム開発等の

予算が46億円、総合行政ネットワークの改修に要する費用が2億4,000万円ということでございます。

このように費用が投じられ、当町におきましても平成26年度、27年度において、住民基本台帳システムの改修を行い、また地方税システムの改修、団体内統合利用番号連携サーバー整備を行い10月からの付番対応業務や、1月からの個人番号利用業務、個人番号カード交付業務が行えることとなっております。

町民にとってのメリットとデメリットについてでございますが、メリットにつきましては、平成29年7月から地方公共団体で情報連携が始まり、社会保障給付の申請・届出等の際の住民票、納税証明書等の取得が不要になり、取得のために役所へ行っていた時間的コストや手数料が不要になります。

デメリットにつきましては、個人番号が必要な手続きの際には、不正防止のため、今まで以上に厳正な本人確認が求められることとなりますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

東清剛議長

中津畑君。

15番 中津畑正量議員

総論的な観点から町長にちょっと聞いておきます。

町のほうは、私も5月号を読んだんですが、このナンバー制度の開設とといいますか、住民の人がどこまでこの認識を深めているかというのが、かなり疑問なんです。この制度が、こういうやつができるというぐらいはわかっても、実際には個人情報はどこまで入っていくのか。また、市町によっては拡大してこう入れるところもあろうかと思えます。

ですから、総論的な感覚でいくと、これは今の状況で別に何ら不足がない。むしろ行政側がですね、このナンバーを使っているいろいろ簡素化したり、合理化したりというところは出てくると思いますが、これで先ほどの説明でもありましたけど、1,000億円からの、そのお金を使うんですね。そういう意味では、このナンバー制度そのものが住民には何も言ってもいいぐらい、その恩恵が使われない。

具体的に聞きますと、町民の方が1人当たりこのナンバー制度を利用して、こう役場に来られるという、窓口に来られるのはどれぐらいの頻度になりますか。1年に1回来たらいいところじゃないですか。そこら辺は町長の考え方として聞いておきます。本当に何回も来るような、ナンバー制度を使ってですね、資料をもらう、必要な資料をもらうというこ

とについては、当然、それはできるんですか。実際に町民の人が使うというのは、ほんのわずかではないでしょうか。そこら辺を大雑把でいいですが、町長の考え方を聞いておきます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現実的には、議員おっしゃるような部分があるかと思います。

先ほども申し上げたように、やはり行政間の問題とかですね、それぞれの各課本人確認とか、そういった部分ではですね、大変有効になって業務の効率化はあろうかと思いますが、町民の皆様がこれをどんどん活用してするという場面においてはですね、特に前の住基カードのような感じかなという思いは持っております。

東清剛議長

中津畑君。

15番 中津畑正量議員

もうひとつ突っ込んで考えますと、町民の側から考えますとね、この個人情報の保護条例という、こう大上段に振りかぶるつもりもないんですが、町民一人ひとりにとってはプライバシーの情報の漏れというのは、これはとつても許されるものではないんです。これは法律にも触れると思います。不正使用の危険性や漏洩が、町民が抱えることになりますね、その不安。出るではないか、出るのではないかというものでもないですけど、もし出たときには、大変なことになります。年金や医療、介護、雇用や所得、納税等の情報は、共通番号で1つに結ばれることになるということになります。

このことで、個人情報が芋づる式にですね、流出する危険が現実のものとして考えられます。個人情報保護管理を徹底できると私は思いませんが、町長のこの考え方を聞いておきたいと思います。今、アメリカや韓国の方でも個人情報の大量流出で、いろいろ見直そうではないかという声も出ているようです。これは先に実行しておる国のことですから、さておいても、本当に日本がこの個人情報を本当に止められるのかどうか、その点を町長の考えを聞いておきたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

情報の漏れはですね、いろいろ今、テレビでも問題になっておりますんで、イタチの追いかけてことというような形でやっております。ただ、芋づる式という観点ではですね、このシステムの中で一元管理というのではなしに、分散管理と伺っておりますんで、その辺については担当のほうからお話をさせていただきます。

東清剛議長

脇住民課長。

脇俊明住民課長

データの管理の部分について、少しご説明させていただきます。

このデータの管理に関しましては、一元管理というものではございませんでして、一応、分散管理と言いまして、これまで個々の部署が持っておりましたデータは、そのまま個々の部署で管理することになってございます。そしてその特定機関に共通のデータベース等をですね、構築することはございません。それから芋づる式に漏洩ということでございませぬけれども、個人情報と同じところで管理されることはございませんので、例えば国におきまして国税に関する情報は税務署のほうで、児童手当や生活保護に関する情報は市役所で、年金に関する情報は年金事務所など、これまでどおり情報は分散して管理されます。

で、また役所間での情報をやりとりする際におきましては、マイナンバーではなく、役所ごとに異なるコードを用いますので、1箇所で仮に漏洩があったといたしましても、他の役所との間では遮断されております。

したがいまして、仮に1箇所でマイナンバーがもし漏洩したとしても、個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組みとなっておりますと聞いてございます。以上でございます。

東清剛議長

中津畑君。

15番 中津畑正量議員

私は、町民の方のね、個人情報というのは、これは誰も侵すことのできない情報ですね、それが入っていくわけですが、分散型管理と言われても、実際にはですね、追っ込んだ話がこの改定案というのは預金口座や健康診断、また予防接種、公営住宅の管理と適用を拡大すると定めておられるんですね、まだこれからですけど。番号法では、このマイナンバー法では施行後3年を目処に利用拡大について検討すると言っております。これがどんどんこの1人の情報が、すべてお薬から、お医者さんにかかった病名とか、そういうことも含めて全部こう入れられるということも考えられます。大規模データほどこの情報を、ハ

ッカーと言いますか、盗む、パソコン使ってこう侵入するというようなもの。また、その極めて一番わかりやすい例としては、私の生年月日がわかれば、家の親父が生きておるとしたら、お父さん息子さんの誕生日もうすぐですねといって、すぐに信用させるように、それだけでなく結構、今そういう、何というのですか、詐欺行為が横行しておりますね。

そういうことにつながるんです。中身としてじゃなくても、そういう基本的な名前、生年月日、そういうやつがわかるだけでもですね、そのお金にしようとする悪い人がおられるということなんです。そういう考えに立ちますと、大規模のデータほど仮に盗んだというか、価値が高いんですね、ようけ入っているほど。そういうところで流出した情報は売買されて元には戻ることではない。これがやっぱり一番の大きな致命傷になるんじゃないか。被害の大きさと深刻さから見ても、危険なナンバー制度は私は中止すべきだと思います。

しかし、これは国のほうで決めることでございますから、当然、戦争法もそうですが、原発なんかもそうですが、大丈夫だ、大丈夫だということで閣僚が言われております、この問題も。果たして大丈夫であった試し、この考え方は大丈夫論、安全神話と言うんですかね、言葉で言えば。そういう格好で原発も戦争法案もこの問題も同じように、この政府が訴えられる。大丈夫なんです。これは大丈夫でなかったら当然出せないんですが、大丈夫という折り込みで、こう出されていると思うんですが、こういう点で、この絶対漏れないんだという、同意できるような部分がありますか、町長。この点を明確にちょっと考え方を聞かせてください。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

こういった問題にですね、なかなか絶対ということはないと思います。先ほど申し上げたようにですね、ことでございます。

それと、ちょっと先走っても言うかわかりませんが、我々町としてですね、国でこうやって決められて、もちろんセキュリティもですね、町でどうのこうのできる問題ではございませんので、国でシステム開発をしていただいて、それらのシステムを入れるということでございます。

ですから、議員はおっしゃりたいのは、やるんなら国はしっかりしなさいということだと思っんで、そういったことについてはですね、やっぱりしっかりやっていただきたいなと、国のほうで、はい。

東清剛議長

中津畑君。

15番 中津畑正量議員

これで、個人情報の件については終りにしますが、この日本年金機構から約 125万件の個人情報、まだこれからも増えると言われておりますが、流出しております。

また、東京商工会議所の会員情報が1万2,000件ほど出ているという話も新聞等で見ました。公共機関の情報管理を請け負う、あるIT企業の幹部はこう言っています。次から次へと出てくるウイルスへの対策は、これは専門家の話です。私もそういうところまでは全然ほとんどわからない状態なんですけど、この企業の、IT企業の幹部の言うのは、次から次へと出てくるウイルスへの対策は追いつかないのが現状やと、完全に防ぐことはプロをもってしても至難の技だと、そのように言ってる方もおります。中には、いやいや安全なんだという人もおられるでしょうけど、実際の今のこの個人情報の流出のあり方を見ると、今度の日本年金機構の流出は、年金生活をする人が、すぐ行って確かめる。口座を見て調べると、そういうような不安に陥れられている現状、今後も起こり得る、このナンバー制度の中止、そのことをしないと、私はこのナンバー制度を凍結するように、中止するようにそれぞれが声を出して、大丈夫ですかとの一言でもいいですが、やっぱり出していくべきだと。

今日の新聞では、町村会もセキュリティがやっぱりきちっとしてほしい。町民にも、国民にも説明してほしい。知事会もそういう要望書が同じように、その前に出ておりますね。そのように非常に皆さんが不安に思っている。知事会や町村会がそういう格好で動くというのは、本当に心配にかられて、そういう要望を国にしているわけです。これは市町の、大きい市町も小さい町ありません。これについての声を出していくということは、やはり私は今の戦争法なんか見てみますと、随分、この憲法学者をはじめ、各種いろんな団体、今日の新聞なんか見てみますと、自治体でもこの慎重審議をせよとか、廃止せよとか、そういうことで決議されて意見書を出しているところも出てまいりました。

こういうように声を出していかないと、本当になかなか、何でも黙っていたらやり放題されてしまうんじゃないか。その疑問に答えて初めて皆のものになるんじゃないですか。そういう点を町長、是非考えていただきたい。国が決めたから仕方がないんだということではなくて、そういう意味では疑問点でやっぱり町村会、知事会なんかも行っているんですから、そういう意味でね、機会があれば是非声を出していただきたい。それは起こって

からでは遅いんですけど、起こったらもう全然その個人情報もう一回取り戻しても何にもならないんですから、どんどん伝染していだけでね、そういう考え方を是非持って、これからの行政、マイナンバーについても持っていくべきだと、中止、廃止ということは出さなくてもね、これは問題あるんじゃないですかという話をやっぱりしていくべきだと思うんですが、どうですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるとおり町村会等ですね、知事会とか、そういったところも、もちろんそのように要望していくことだと思います。ただですね、今の世界、個人情報のマイナンバー制度のみならず、ICTの世界でですね、それをなくして語ることはできないし、それをなくして業務を行うということはですね、できないと思います。

そういった意味では、今、議員おっしゃったようにセキュリティ、競争なんですけどね、ウイルスと。ウイルスが発見されてそれを守る、そのときには漏洩しているわけなんですけど、それをしっかりやっていただく、ただ、我々地方自治体としてですね、やるべきこと、これは職員ですね、コンプライアンスいろいろな扱いをですね、しっかりと法令遵守しながら守っていくということですね。扱うのは人なんで、そこのところから漏洩するのはですね、大変良くないことだと思います。そこをしっかりとやっていくと。

それから、総合的な機械的な部分ですね。セキュリティの問題については、やはり国でそういったものをしっかりしたものを構築していただくという、それはですね、町村会においても皆さん同じ考えだと思いますんで、しっかりと訴えていきたい、そのように思います。

東清剛議長

中津畑君。

15番 中津畑正量議員

個人情報のことは、町長、今の答弁を受けましたけど、もう1つ突っ込んでほしいなという話は、考えは私はあります。そのことを強く要望するものです。

それと、もう1つは、町も町民の人がマイナンバーってなんだなというような感覚で、随分の方がそうしておられる。こういうもんができたんやよ、取りに来て、このカード取りに来てって郵送した。これなんやろということで、端へ置いておかれたら、本当にどん

だけあっても足りないんですね。私自身も免許証どこへ置いたかわからんというような格好で、特に大事なもんだったら、この直し込んで、どこに直してあるか忘れてしまう。そういうことがどんどん起こってくるのではないか。そこら辺の、言うたら事前の町民に対する説明、そこがどうしても不足しているように思いますが、いかがですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

中津畑議員がですね、今日質問したのも、そのこのところを住民の方に周知したいという思いがあるのではないかと思いますんで、こういった議会でも議論されたということで、町民の方もですね、一定の部分が、そういうものなのかとわかる部分あるかと思いますが、町としてはですね、もちろんこれから広報して、もちろん通知カードがきて、個人のそういうカードをまた再発行し直すとかですね、そういうことがあるわけですから、これからは情報提供しながら、啓発しながらやっていきたいと、そのように思います。

東清剛議長

中津畑君。

15番 中津畑正量議員

それでは町長、このカードをですね、申請せなんだら、もうそのつくらなくてよろしいんですね。そのこのところちょっと1点、どうして僕は聞いておきたいなと思って、これは国民に科せられた番号なんだろうが、本人が嫌だって、例えばですよ、赤ちゃんからというても、赤ちゃんが来れるわけではないし、高齢者の人にとっても体の調子が悪かったら、本人が来れない場合もあると予想して、それで終りということも多々あるかと思いますが、そこら辺の対応はどう考えておられるんでしょうかね。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

通知カードと個人番号カードとは違う、別ものでございますので、その辺についてはですね、担当課のほうから説明いたさせます。

東清剛議長

脇住民課長。

脇俊明住民課長

番号の通知カードにつきましては、10月に送付されることになっておりますが、この通知カードにつきましては、あくまで番号をお知らせするというものでございます。それには顔写真等が付いてございませんので、氏名等の情報の確認はできますが、これまでと同様に顔写真のない証明書としてはお使いいただけます。ただ、運転免許証に代わるような顔写真の付いたような証明書となりますと、番号カードを取っていただかないと、証明には使えないということでございますが、番号カードは必ずしも絶対取るものではございませんし、通知カードにおいて番号が判明いたしますので、そのまま持っていただいてもよろしいかと思えます。

東清剛議長

中津畑君。

15番 中津畑正量議員

それでは、この件については最後にいたしますが、今、課長のほうでも説明されましたが、このマイナンバーという制度が町民の人もどんなものかわからない。確かに生年月日、住所、氏名、それはわかるけど、それも悪用される可能性もあるんですが、なくしてしまうとね。これはもう免許証でも何でもそうなんですが、そやでそういうこの中身的にはほとんどわからない状態で、今度はこの番号カードをもらうときには、こうきちっと申請しなくても良いのかどうか。そこのところは課長のほうにも明言できたらしていただきたい。これはもう全部が申請して初めてできるものなのかと、私は思うのですが、私の勘違いでしょうか。

東清剛議長

脇住民課長。

脇俊明住民課長

今のお尋ねは、個人番号カードのことだどちょっと理解いたしました。個人番号カードにつきましては、まず10月に通知カードが送られた際に、その中に番号カードのつくる申請書が入っているということでございます。

その申請書によって、マイナンバーカードを申請していただくわけでございますが、申請方法につきましては、主に二通りございまして、いずれか1回は役場の窓口に来ていただかなければならないということになってございまして、交付日来庁方式と申しまして、マイナンバーカードができて交付するときに、一度役場に来ていただくと、そのやり方におきましては、まず申請書を郵送で申し込んでいただきまして、その際に、写真等も添付

していただくことになると思うんですけども、それが一旦役場のほうに届きます。

役場のほうからそのカードが届きましたという通知文書を送付させていただきまして、それを持ってですね、来庁していただきます。その来庁時に本人確認事項をいろいろ行わせていただきまして、本人であることが確認できましたうえで、カードを受領していただくというふうになってございます。

もう1つは、申請時の来庁方式というのがございますが、これにつきましては、申請書を郵送する方式等がおわかりにならない方もみえると思いますので、その方につきましては、申請書をお持ちいただいて、役場へ来てそこで書いていただくと、そのときにいろいろ聞き取りしながら、またアドバイスもさせていただきながら申請ができますので、もうそのときに確認ができたということで、カードはまた役場のほうに送られてくるんですけども、それを内容等を確認をいたしまして、さらにまた役場から本人さんに、今度は郵送で送付させていただくというふうな方式をとることになっております。以上でございます。

東清剛議長

中津畑君。

15番 中津畑正量議員

私の聞いたのは、そのやり方はもちろん、初めてそういうふうに具体的に聞いたんですが、実際にはですね、このいろいろな方式があるとしても、申請をする意思がなかったら別にせんでもよろしいんですか、どうですかというところだけを聞きたいんですが。

東清剛議長

脇住民課長。

脇俊明住民課長

すみません。先ほども申し上げましたが、まず10月に郵送されます通知カードにつきまして、そこには番号が記載してございます。それはあくまで番号通知するカードでございますが、それを今度は写真がございませんので、個人の証明書類としてお使いになる場合は、マイナンバーカード取得しないと、それ一つでは本人確認の書類としては利用できません。ただし、番号を書いた、言うたらカードでございますので、番号を知るという意味では、そのカードをずっと持っていていただいても大丈夫でございます。

それで、その証明書をもうつくらなくてもいいよという方でございましたら、その通知カードそのまま持っていていただきまして、今後、その番号利用が始まったときに、その番号

を書いていただくときの、その参考書にさせていただくとか、もちろん番号は暗記していただいても結構なんですけど、12桁というちょっと長い番号ですので、その通知カードを持っていただいて、それを見ながら書いていただくとか、そういうふうにご利用されることになると思います。以上でございます。

東清剛議長

中津畑君。

15番 中津畑正量議員

私はね、課長、この申請はしなかったら、僕は要りませんと、僕の個人情報がそない流れるのは、もし万が一のことですが、それは嫌だということで申請せなんだら、もうそのあれは、言うたら申請方式なんでしょう、これは。個人番号のカードそのものは、でしょう。そこのとこだけちょっとわかりやすく、ちょっと。

東清剛議長

脇住民課長。

脇俊明住民課長

番号の通知カードはこれは漏れなく全員に郵送されることになってございます。それは、その方の番号を通知するための目的のカードでございます。で、多分、今おっしゃられておるのは、本カードといいますか、マイナンバーのカードのことやと思うんですけども、それは必ずしも申請しなくても結構でございます。以上でございます。

東清剛議長

中津畑君。

15番 中津畑正量議員

時間も過ぎてきておりますんで、一応、マイナンバーのこの制度、この制度についてはですね、私どうしてもちょっとこうウイルスが入ったとか何とか言われても、そういうことからもうわからない世代なんです。そういう意味では、そういう方が多い中でですね、なかなかこの説明をしていくというのは、本当に並大抵ではないと思いますが、町長も先ほど言われたように、是非、そこら辺は説明を入れていただかな、本当に私はつくる気がしないし、何にも滅多に使わへんののに要らんやんかと、ナンバー勝手に付けてくださいというぐらいの感覚になってしまう恐れが、これからもあると思いますんでね、その点で、ひとつ要望をしておきます。

それでは、2つ目の正式な名前ではないかわからんですけど、障がい者支援施設のこの

瑠璃ヶ浜というのが今、社協の中にありますね。ここについてはですね、保護者会の方も随分私も声を聞いてきましたし、町長も聞いておられると思います。やっぱり紀北町には瑠璃ヶ浜以外にも海山の授産施設とか、そのゆめ向井工房という施設もございますね。そこら辺の施設の状況というのは、作業所はよくわかるんですが、この間建て替えたところですから。本当に障がい者の方にとってはですね、あそこで1日軽作業ではありますけれど作業をして、日を送るといいますか、生活といいますか、そういう施設でございます。

広域でやっている関係で、私もどうしてもとなるんですが、新聞はくまなく見ておって、あっようになったな、海山のほうは作業所ようになったなという思いもありますし、尾鷲のほうも今度手が付けられるんだな。この第4期の障がい者福祉計画なんかも見ましても、これからはやっぱり要望としてこの部分についてはやっぱり避けては通れない部分だと私思うんですが、町長のこの瑠璃ヶ浜についてのその考え方、広域連合では随分それは話し合われておるんでしょうが、そこら辺の進捗状況といいますか、随分前からこの話が出ておるだけに、町長のお答えをお願いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ですね、議員おっしゃった瑠璃ヶ浜の問題、これはですね、瑠璃ヶ浜のみならず、紀北広域連合障がい者支援施設整備計画というものです、25年の2月に策定をさせていただいております。それで、その中において紀北作業所、ゆめ向井工房、それから瑠璃ヶ浜、こういったものをですね、しっかり整備していこうということでございます。以上です。

東清剛議長

中津畑君。

15番 中津畑正量議員

この瑠璃ヶ浜の施設というのは、この通告にも書いたんですが、この中州地区にですね、土木事務所のところをお借りして、一時ここを施設として構えておりました。そのあと銀行の跡地を借りていきました。環境的にはやっぱりガラス張りでもあったし、日当たりもいいし、明るいしというようなことでは、最高の場所だと思います。ただ、今は社協の中にある。社協そのものは築はあれで37年ですか、経っておりますが、耐震的には問題はないという話も聞きましたが、この施設そのものを改築するのか、新しく建てるのか、そこら辺の考え方を是非、具体的に聞いておきたい。もし建てるのであれば、どれぐらいのあ

れになるのか。

例えば、尾鷲の施設がこれから建てるんでしょう、改築されるんでしょうが、そのあとが瑠璃ヶ浜ということになるんでしょうけれど、随分前からこういう声が出ていたが、点々として事務所のようなその施設になっていたというのは確かですので、そこら辺は町としても責任を持ってですね、別に、わずかな工賃で作業を1日中やっているんです。その方たちの施設ですから、これはやっぱり人数が少なかりょうと多かりょうと、やっぱり今、瑠璃ヶ浜については9人入所しているようですが、ここら辺の基本的な考え方というのをですね、どういう格好で建てていくのか、改築していくのか、そこら辺も具体的に、是非、お考えを伺っておきたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、中津畑議員ね、基本的な部分からお話をさせていただきます。

この整備計画をですね、つくらせていただきました。これはですね、私、海山町時代の議員のときからですね、紀北作業所を見続けてまいりました。そういう中で、私はこのような状況では良くないということで、常々議員として思い続けてきました。紀北町になってもですね。

そういう中で、私、町長にならさせていただいて、この整備計画をさせていただきました。広域で行っておりますんで、いろいろな条件、準備、財政の問題もございます。そういう中で、今、紀北作業所が完成させていただいて、紀北作業所の利用者の方にはですね、快適にさせていただいております。それでゆめ工房をやりましょう。それから瑠璃ヶ浜をやりましょうという計画を立てておりますんで、残念ながら、ゆめ向井工房もですね、1年ちょっと計画が遅れております。それもいろいろな諸事情もございますし、1町1市だけの考えではできない部分もございますので、そこらへんはご理解いただきたいと思いますが、計画に基づいて着実に進めていきたいと、そのように思っております。

東清剛議長

中津畑君。

15番 中津畑正量議員

何年ぐらいになりますか、その計画でいくと、年はわかりませんか。何年からぐらいにはかかれるだろうと。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的な部分はですね、ちょっとまだ広域連合のほうでそこまで議論してないんですが、ゆめ向井工房がこの27年、28年で完成いたします。この2年間の間に瑠璃ヶ浜をどのようにしようかということですね、ゆめ向井工房のほうはもう計画が進み出したんで、この2年間でしっかりと尾鷲とともにですね、広域の議員の皆様としっかりと議論を詰めていきたいということでございます。

東清剛議長

中津畑君。

15番 中津畑正量議員

3分前ですので、まとめますが、町長も議員時代からやっぱりこの障がい者の方のこのわずかな工賃で一生懸命暮らしておられる。仲良く暮らしておられるその施設がですね、今の状況ではやっぱり父兄からもこう言われています。今度は違うところへ変わろうかと思うと、いくら言っても変わらないんだという話、そこら辺は計画も含めて、何年からこういうふうにやっていきたいということで、町長も管理者の1人ですから、広域となったとしても、この問題は捨て置けないと私思うんです。そういう意味で、この追い込まれた。実際に建てるようになったら土地も求めないかんし、いい土地があればいいけど、安全や日当たりの良いとこでという、好条件を探さなくてははいけません、そこら辺のことも含めてですね、是非、この瑠璃ヶ浜の施設そのものをですね、前一步でも二歩でもこう進むようにですね、保護者の方にもこうやって説明できるように、黙々と彼らは、彼らは軽作業に勤んでおりますけれど、そこら辺に伝えていく行政でなくてはならないと、私は思っております。

是非、町長これからの期間ですが、できるだけ目に見えるように、説明してあげられるようにですね、ここだけ良かったらええとか、あそこだけ良かったらええということでは決してないと私は町長を信じますが、是非、こういう環境にある。また、生まれたときからこういうふう障がいを持ってしまったということをおね、これはできるだけ明るく過ごせるような施設にしていかななくてはならん。このことを申し上げまして、私のこの6月議会の一般質問を終わらせていただきます。はい、一言だけ。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほども申し上げたんですけど、基本的にね、この計画、私自負しております。私が議員の皆様とともにですね、こう立てて、そのとおりさせていただいた。それは皆さん、議員の皆様もそういう認識のもとで賛成していただいて、予算を認めていただいているわけなんですよね。だから、私としては計画に沿って、着実にやっていきたいということと。

それと、去年もですね、昨年もですね、会長さんともいろいろ話し合いました。そういう中で要望もいただいております、今年ですね、社協の隣の部屋を社協のほうからご無理申し上げまして、47.5㎡、14坪ですね。畳にすれば28畳ぐらい、これをですね、拡張するように予算ももうすでに3月定例会で認めていただいております。

そういった意味では、保護者の会長さんともですね、昨年、私も三度ほどお会いして、現地でもお会いして、お話して、今の中でどうやって、少しでも利用者の方が安心して暮らせるかということは検討しておりますので、これからもですね、会員の皆様ともお話をしながらやっていきたいと思っております。

それと、そのもう1点の中で、社協のですね、2階のクーラーのこともお認めいただきました。あれはいろいろなことで障がい者の皆さんのクリスマス会とか、そういった交流会のようなものをするにあたってですね、今、ちょっと冷房の具合が悪いんでということで、補助金というような形でさせていただいております。

ですから、そういった意味ではですね、何も次の計画までじゃなしに、今の中でどうやれば、利用者の方に少しでも安全・安心でゆっくりと暮らせるかということを検討しておりますので、そこは議員おっしゃるようないろいろな話し合いもしながらですね、これから新たな場所、新たな施設という形でしたら、そういう形はしっかりと議論しながら進めていきたいと思っております。

東清剛議長

中津畑君。

15番 中津畑正量議員

あのね、改修ですが、あそこの部屋も暗いので実際にはLEDも付けて。

東清剛議長

止めてください。

これで、中津畑正量君の質問を終わります。

以上で、通告済みの質問はすべて終了しました。

東清剛議長

これで、本日の会議を閉じます。

本日は、これで散会いたします。

(午後 11時 41分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成27年11月11日

紀北町議会議長 東 清剛

紀北町議会議員 樋口泰生

紀北町議会議員 瀧本 攻